

国民健康保険への支援の充実に係る意見書（案）

国民健康保険料の滞納により、被保険者が必要な医療を受けられないことが社会問題となっている。区市町村国保は、元々、被保険者のうち高齢者、無職者の占める割合が高いため、医療費が高い一方で保険料の負担能力は低いという構造的な課題があることに加え、年金生活者や不況にあえぐ自営業者、雇用の破壊による失業者や不安定雇用労働者などが増加していることがその背景として指摘できる。

都内の区市町村国保の保険料は、平成10年度は一人当たり6万9,470円、平成20年度は8万8,233円と、10年間で約1.3倍になった。一方、国民健康保険加入世帯の平均所得は、平成10年度が208.1万円、平成20年度は168.0万円と、10年間で約8割に減っている。都内でも、不況の中で国民健康保険料が払えないために自殺に追い込まれた男性もあり、製造業などの自営業者は、収入の約3割を国民健康保険料と介護保険料に充てざるを得ないのが実情である。暮らしが窮地に追い込まれている都民に、国民健康保険料の高い負担が更に追い打ちを掛けている中、国は、都内23区の保険料の大幅な値上げを予定している。

このままの状況が続けば、高過ぎる国民健康保険料を払えない被保険者が更に増え、世界的にも評価されている国民皆保険の制度は崩壊してしまう。

そもそも、国民健康保険料を値上げしなければならない根本的な原因は、国の補助金の大幅削減であり、2000年代になって国民健康保険への支出を医療費の45%から33%に引き下げたことにある。国民健康保険法は、第1条で法の目的を、社会保障及び国民保健の向上のためと規定し、第4条で国が国民健康保険事業の運営責任を負っている旨、規定しており、国民皆保険制度を維持するためにも、国はその責任を果たす必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、これまで引き下げてきた国民健康保険への支出を増額・拡充し、支援を充実することで国の責任を果たすよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 日

東京都議会議長 和田 宗 春

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

宛て